平成２８年（フ）第１２５号
福岡県久留米市高良内町3747番地１
債務者　吉田　　剛
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４０号
佐賀県唐津市和多田本村６番51号　モダニティハウスＡ―102号
債務者　米村　忠史
１　決定年月日時　平成28年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３１号
熊本県水俣市牧ノ内５番３号
債務者　岩坪　英樹
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第２１号
熊本県天草市本町下河内964、住民票上の住所熊本県天草市本町下河内952番地
債務者　白石勇こと　白　　勇
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第１８３号
宮崎市大塚町竹原2059番地　大塚レストハイツ605号
債務者　隈本由里子
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９１号
宮崎市大塚町流合5050番地　サンシティ91―407号
債務者　岩切由美子
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２７号
宮崎県日南市大字板敷961番地７
債務者　池田美代子
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第７４号
宮崎県延岡市構口町２丁目84番地10　２号
債務者　小田　勝也
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４０号
福島県郡山市八山田２丁目174番地　第２ワタユウハイツ202号
債務者　小山　克也
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
神戸市西区竜が岡１丁目17番地の９　カーサイズミＣ棟202号
債務者　松江　明光
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
青森市桜川５丁目22番Ｃ―404号
債務者　西澤　悦子
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
千葉県四街道市栗山1084番地２
債務者　中村　拓也
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３３５号
神奈川県厚木市水引２丁目６番23号　コーポ水引118
債務者　大和　広明
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５３２号
名古屋市中川区西中島１丁目212番地　コーポやすり苑308号
債務者　古賀　　誠
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８１８号
愛知県知多郡南知多町大字大井字入道14番地の12
債務者　森田　幸寛
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６５号
名古屋市西区八筋町96番地　柴山ビル302号
債務者　川﨑　祥太
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
山口市平井978番地１　ガーデンハウスＢ102、前住所山口県萩市大字今古萩町13番地３
債務者　日比　稔幸
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係